

人材を確保したい企業の皆様

移住支援金の対象求人を登録して Uターン者の採用につなげませんか？

～移住支援金の対象求人登録のご案内～

移住支援金とは

東京圏から本県へ移住し、就業した方の経済的負担を軽減するため、移住支援金(最大100万円)を支給する事業です。

【移住支援金の対象者の主な要件】

- 東京23区在住者又は通勤者(直近5年以上)
- 平成31年4月1日以降に青森県内へ移住した方
- 平成31年4月1日以降にマッチングサイト「Aomori-job」に
移住支援金の対象として掲載する求人により新規就業した方



青森県が開設している、県外在住の方に県内企業の情報等を発信しているUターン就職支援サイト

対象法人の要件

以下の全てを満たす法人が対象となります。

- ◆官公庁等でないこと。(国又は地方公共団体が設立・出資・出えんしている団体でないこと)
- ◆資本金10億円以上の法人でないこと。
- ◆みなし大企業でないこと。(大企業等から出資を受けている場合は該当する可能性があります。様式1をご確認ください。)
- ◆本社所在地が東京圏以外の地域等であること。
- ◆雇用保険の適用事業主であること。
- ◆暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

対象求人の要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。

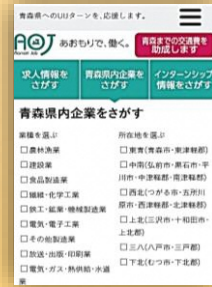
- ◆週20時間以上の無期雇用契約
- ◆勤務地が、原則青森県内であるもの。

登録方法

「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」(様式1)をFAX又はメールにて下記までお送りください。

※当登録申請書の提出をもって、**マッチングサイト「Aomori-job」**への登録を了承したものとみなします。(求人情報が未登録の企業については、別途Aomori-jobにご登録いただくか、求人票も併せてご提出ください。)

※マッチングサイト「あおもりジョブ」は、こちらから↓



あおもりで働く

検索

【お問い合わせ先】青森県 商工労働部労政・能力開発課

TEL:017-734-9398 FAX:017-734-8117 E-mail:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

青森県知事三村申吾宛て

申請年月日 年 月 日

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

青森県移住支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		フリガナ	
法人名	印	法人の代表者 氏名	
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号			

※添付書類：「現在事項全部証明書」、「主要株主名簿」を添付してください。(株主名簿はみなし大企業の確認に使用します)

2 申請者に係る確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

(1) 国が定める共通要件

官公庁等ではないこと (国又は地方公共団体が設立・出資・出せんしている団体でないこと)	該当する	該当しない
資本金 10 億円以上の法人ではないこと	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと (大企業等から出資を受けている場合は該当する可能性があります。下記※1をご確認ください。)	該当する	該当しない
本社所在地が東京圏 (※2) 以外の地域又は条件不利地域 (※3) にある法人であること	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	該当する	該当しない

(2) 移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

1 青森県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	誓約する	誓約しない
2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。	誓約する	誓約しない

(3) 「Aomori-job」掲載について **※Aomori-job に求人登録していない場合は、求人票の写しもご提出ください。**

「Aomori Job」に求人登録しているか (県等による代理入力を含む)	あり	なし
---------------------------------------	----	----

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 ※3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く)をいう。